

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事  
後藤田正純

## 徳島県条例第二十五号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和四十七年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条、第二十二條の二第四項及び第二十九條第一号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

### 附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。